

車検証添付(シャケてん)サービスご利用上の注意点

以下の注意点を確認した上でお申し込み頂くよう、お願い致します。

- ① **出品票と車検証の内容が異なり、クレームがあった場合は出品店様の責任となります。**
 ※出品店様は出品リスト等を事前に確認し、誤記入や誤掲載等に関して、修正申告する義務があるものとします。
 ※車検証を基に、出品票に記載が必要と判断した項目については、出品店様の許可なく訂正を入れさせて頂きます。特に、車検証に以下の記載がある場合はご注意ください。

車検証	出品票記入例(記入の無い場合は訂正)
<p>改造内容 <small>一時抹消登録</small> 使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域内です。 [走行距離計表示値] 193,400km (平成27年6月15日) [旧走行距離計表示値] 185,800km (平成26年6月23日) [改造内容] [1200] 燃料装置 [0397] 原動機 [0398] 動力伝達装置 [その他検査事項] (1) 調整車第799号 平成12年4月26日</p>	<p>(注意事項欄) 改造内容 燃料装置、原動機、動力伝達装置</p>
<p>土砂禁 <small>受検種別</small> 持込検査車 <small>検査時の点検整備実施状況</small> 点検整備記録簿記載あり <small>受検形態</small> 認証整備工場 <small>その他検査事項</small> [100] <u>積載物は、土砂等以外のものとする</u></p>	<p>(注意事項欄) 土砂禁</p>
<p>保安基準緩和 <small>検査時の点検整備実施状況</small> 点検整備記録簿記載あり <small>受検形態</small> 指定整備工場 *保安基準緩和* [認定年月日] 平成24年3月14日 [運輸局] 3969 [緩和事項] [005] 軸重, [098] 一括緩和 [制限事項] [005] 自動車の後面及び運転者席には、軸重を表示すること。、 [064] けん引自動車の後面には基準最大積載量に基準緩和最大積載量を括弧書で併記して表示すること。、 [067] 基準緩和による運行は、国際海上コンテナを輸送するトレーラをけん引する場合に限る。、 [091] 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。</p>	<p>(注意事項欄) 保安基準緩和事項 軸重、一括緩和</p>
<p>国際海上コンテナ *保安基準緩和* [認定年月日] 平成24年3月14日 [運輸局] 3969 [緩和事項] [005] 軸重, [098] 一括緩和 [制限事項] [005] 自動車の後面及び運転者席には、軸重を表示すること。、 [064] けん引自動車の後面には基準最大積載量に基準緩和最大積載量を括弧書で併記して表示すること。、 [067] <u>基準緩和による運行は、国際海上コンテナを輸送するトレーラをけん引する場合に限る。</u>、 [091] 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。 <small>その他検査事項</small> [110] 速度制限装置なし (920) 燃料タンク 1個 400L (930) 最大積載量欄中括弧内は基準内第</p>	<p>(注意事項欄) 基準緩和による運行は、国際海上コンテナを輸送するトレーラをけん引する場合に限る</p>
<p>メーター [走行距離計表示値] 平成27年4月1日 60,000km [旧走行距離計表示値] 平成26年4月1日 150,000km</p>	<p>(走行に関する補足事項または注意事項) 平成26年4月1日 150,000km 平成27年4月1日 60,000km 車検証記載有の為、メーター改ざん ※実走行で出品されている場合は、出品取消となります。</p>
<p>形状 ※車検証形状と現車の形状が異なる場合 例) 車検証形状: タンク車、現車形状: 平ボディ</p>	<p>上物乗せ替え 構造変更要</p>

- ② **申込締め切り後の受付は出来ません。**

※締め切り: 4WAA分 毎週水曜15:00迄/バントラAA 毎週木曜15:00迄

- ③ **車検証にセールスポイントや不具合箇所等記載しても無効とします。**

これらは、出品票に記載するようお願いいたします。